

商工建設常任委員会資料

令和4年6月22日

県土整備部

# 目 次

## I 議 案

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第1号） ----- P 1
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 ----- P 6
- 議案第9号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 P 8
- 議案第10号 工事請負契約の変更について ----- P 10  
（地域連携道路事業国道447号真幸工区（仮称）真幸トンネル工事（1工区））
- 議案第11号 訴えの提起について ----- P 12

## II 報 告 事 項

- 令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 ----- P 14
- 令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書 ----- P 17
- 損害賠償額を定めたことについて ----- P 18
- 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について ----- P 20

## III その他報告事項

- 都市計画区域マスタープランの一部改定について ----- P 22
- 宮崎県耐震改修促進計画の一部改定について ----- P 24
- 次期指定管理者の選定について ----- P 26
- 高速道路等の整備状況と主な課題について ----- P 31

# I 議案

(議案第1号)

## 令和4年度6月補正予算一覧 (県土整備部)

### 1 部総括

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度			対前年度 増減額・率 (E-B) (E-B)/B
	当 初 予 算 額 A	6月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	6 月 補 正 額 D	6月補正後 予 算 額 E = C + D	
補助公共・ 交付金事業	32,262,667	34,089,670	32,267,782	4,208,196	36,475,978	(2,386,308) 7.0
県単公共事業	15,909,037	15,909,037	16,933,926	0	16,933,926	(1,024,889) 6.4
直轄事業負担金	5,924,620	5,924,620	6,387,474	0	6,387,474	(462,854) 7.8
災害復旧事業	9,070,495	9,070,495	9,070,495	0	9,070,495	(0) 0.0
(公共計)	(63,166,819)	(64,993,822)	(64,659,677)	(4,208,196)	(68,867,873)	(3,874,051) 6.0
そ の 他	8,298,056	8,348,056	8,441,580	44,500	8,486,080	(138,024) 1.7
一 般 会 計	71,464,875	73,341,878	73,101,257	4,252,696	77,353,953	(4,012,075) 5.5
用 地 特 会	691,142	691,142	567,312	0	567,312	(▲ 123,830) ▲17.9
港 湾 特 会	1,312,941	1,312,941	1,224,784	0	1,224,784	(▲ 88,157) ▲6.7
特 別 会 計	2,004,083	2,004,083	1,792,096	0	1,792,096	(▲ 211,987) ▲10.6
部 予 算 合 計	73,468,958	75,345,961	74,893,353	4,252,696	79,146,049	(3,800,088) 5.0

## 2 補助公共・交付金事業

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度			対前年度 増減額・率 (E-B) (E-B)/B
	当 初 予 算 額 A	6月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	6 月 補 正 額 D	6月補正後 予 算 額 E = C + D	
道 路	18,730,968	19,332,116	19,178,312	1,869,834	21,048,146	(1,716,030) 8.9
河 川	4,243,000	4,243,000	3,752,000	0	3,752,000	(▲ 491,000) ▲11.6
ダ ム	396,900	618,518	555,000	22,579	577,579	(▲ 40,939) ▲6.6
砂 防	4,864,203	4,864,203	4,911,833	0	4,911,833	(47,630) 1.0
港 湾	1,163,603	2,115,750	1,449,932	2,180,827	3,630,759	(1,515,009) 71.6
住 宅	735,128	735,128	736,360	94,498	830,858	(95,730) 13.0
街 路	1,795,310	1,795,310	1,187,279	0	1,187,279	(▲ 608,031) ▲33.9
区画整理	29,300	29,300	37,266	0	37,266	(7,966) 27.2
都市公園	304,255	356,345	459,800	40,458	500,258	(143,913) 40.4
計	32,262,667	34,089,670	32,267,782	4,208,196	36,475,978	(2,386,308) 7.0

### 3 各課（局）別内訳

(単位：千円、%)

区分 課別	令和3年度		令和4年度			対前年度 増減額・率 (E-B) (E-B)/B
	当初 予算額 A	6月現計 予算額 B	当初 予算額 C	6月 補正額 D	6月補正後 予算額 E=C+D	
一 般 会 計	管 理 課	1,918,670	1,918,670	1,901,355	0	1,901,355 (▲ 17,315) ▲0.9
	用地対策課	570,660	570,660	517,075	0	517,075 (▲ 53,585) ▲9.4
	技術企画課	385,526	385,526	479,218	0	479,218 (93,692) 24.3
	道路建設課	16,077,604	16,077,604	16,131,210	1,869,834	18,001,044 (1,923,440) 12.0
	道路保全課	15,698,957	16,300,105	16,143,048	0	16,143,048 (▲ 157,057) ▲1.0
	河 川 課	18,538,549	18,760,167	18,895,523	22,579	18,918,102 (157,935) 0.8
	砂 防 課	5,717,397	5,717,397	6,002,880	0	6,002,880 (285,483) 5.0
	港 湾 課	4,842,740	5,844,887	4,874,806	2,225,327	7,100,133 (1,255,246) 21.5
	都市計画課	3,160,763	3,212,853	3,016,891	40,458	3,057,349 (▲ 155,504) ▲4.8
	建築住宅課	2,309,992	2,309,992	2,262,882	94,498	2,357,380 (47,388) 2.1
	営 繕 課	253,731	253,731	282,151	0	282,151 (28,420) 11.2
	高速道対策局	1,990,286	1,990,286	2,594,218	0	2,594,218 (603,932) 30.3
計	71,464,875	73,341,878	73,101,257	4,252,696	77,353,953 (4,012,075) 5.5	
特 別 会 計	公共用地取得事業 (用地対策課)	691,142	691,142	567,312	0	567,312 (▲ 123,830) ▲17.9
	港湾整備事業 (港湾課)	1,312,941	1,312,941	1,224,784	0	1,224,784 (▲ 88,157) ▲6.7
	計	2,004,083	2,004,083	1,792,096	0	1,792,096 (▲ 211,987) ▲10.6
合 計	73,468,958	75,345,961	74,893,353	4,252,696	79,146,049 (3,800,088) 5.0	

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
土木費	土木管理費	新土木積算システム構築事業	89,760 <sup>千円</sup>
土木費	土木管理費	公共事業総合情報システムOS更新事業	43,019
土木費	道路橋梁費	公共道路新設改良事業	2,628,760
土木費	道路橋梁費	人にやさしい沿道環境整備事業	4,000
土木費	道路橋梁費	公共道路維持事業	2,153,190
土木費	道路橋梁費	県単橋梁維持事業	67,000
土木費	河川海岸費	ダム施設整備事業	221,330
土木費	河川海岸費	公共河川事業	1,185,000
土木費	河川海岸費	県単河川改良事業	885,500
土木費	河川海岸費	県単河川修繕事業	90,000
土木費	河川海岸費	県単河川調査事業	6,000
土木費	河川海岸費	県単自然災害防止河川改良事業	49,000
土木費	河川海岸費	公共海岸事業	15,600
土木費	河川海岸費	ダム施設管理事業	507,600
土木費	河川海岸費	公共砂防事業	405,400
土木費	河川海岸費	公共急傾斜地崩壊対策事業	398,800
土木費	都市計画費	公共街路事業	304,000
土木費	都市計画費	県単都市公園整備事業	116,000
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	公共土木災害復旧事業	74,739
計		19事業	9,244,698



## 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築住宅課

### 1 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）等が改正され、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する「長期優良住宅維持保全計画」の認定制度が新設されることから、関係手数料の新設等を行う。

※制度の概要は別紙のとおり

### 2 改正の内容

#### (1) 条例「第3条第1項」

以下のとおり、手数料を追加する改定を行う。

項番号	手 数 料
(452)の7	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料
(452)の9	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料
(452)の12	長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料

#### (2) 条例「別表第2」

以下のとおり、関係規定及び関係手数料を追加する改定を行う。

##### ① 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

###### 【主な手数料】

住宅の種別	戸 数	金 額
戸建住宅	1戸	19,000円
共同住宅	1戸を超え5戸以内	33,000円
	5戸を超え10戸以内	53,000円

##### ② 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

###### 【主な手数料】

住宅の種別	戸 数	金 額
戸建住宅	1戸	9,000円
共同住宅	1戸を超え5戸以内	17,000円
	5戸を超え10戸以内	31,000円

##### ③ 長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料 6,000円

### 3 施行期日

令和4年10月1日



## 既存住宅における「長期優良住宅維持保全計画」認定制度の概要

### 1 背景

長期優良住宅の認定制度は、耐震性、省エネルギー性等の一定の性能を有する住宅を認定することで、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来に継承し、より豊かな暮らしを実現することを目的としている。

現行の制度は、新築や増改築等の、建築行為の前にあらかじめ認定を受ける仕組みであるため、既存住宅については、一定の性能を有する住宅であっても、建築行為を行わない限り認定を受けることができなかった。

今般の改正により、良質な既存住宅について、建築行為がなくても事後的に認定を受けられる仕組みが創設された。

### 2 制度改正の内容

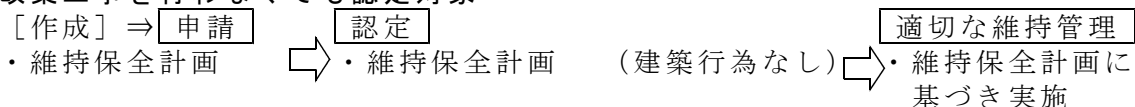
(現 行)

既存住宅は増改築工事を行う場合のみ認定対象



(改正後)

増改築工事を行わなくても認定対象



#### (1) 認定基準

- ・ 住宅の構造及び設備が「長期使用構造等」であること（耐震性、省エネルギー性等）
- ・ 居住環境等への配慮を行っていること（景観計画との調和等）
- ・ 自然災害リスクへの配慮を行っていること（災害危険区域等に建築されていない）
- ・ 住戸面積が、一定規模以上であること（戸建住宅75㎡以上）
- ・ 維持保全計画を定め、維持保全の期間が30年以上であること

#### (2) 既存住宅における認定のメリット

- ・ 流通時の差別化が図られ、付加価値が高まることで、資産価値の上昇が期待される
- ・ 現所有者の税の特例措置、地震保険の割引
- ・ 中古住宅の住宅ローンの金利引下げ

# 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

建築住宅課

## 1 改正の理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）の改正に伴い所要の改正を行う。また、子育て世帯向けに募集を実施している期限付一般県営住宅について、子が増えた場合に入居期間の延長ができる規定の追加等を行う。

## 2 改正の内容

### (1) 県営住宅に入居できる同居者の要件緩和

新たに「同居親族等」（親族＋里子等）の定義を規定する。

改正前の要件	・親族
改正後の要件	・親族 ・ <u>親族に相当すると考えられる里子</u> （児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童） ・ <u>同性パートナー</u> （パートナーシップ宣誓制度を導入する市町村においてパートナーシップ宣誓をしている者） <u>等</u>

### (2) 期限付一般県営住宅の入居期間延長規定の追加等

- ・期限付一般県営住宅の入居者にやむを得ない事情がある場合に、入居者の申出により入居期間の延長ができる規定を追加する。
- ・新たに入居する者について、入居時に最年少の子が義務教育を終了するまでの間、継続して入居できるようにするため、当初の入居期間をこれまでの13年以内から16年以内とする改正を行う。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。



## 工事請負契約の変更について

道路建設課

地域連携道路事業 国道447号 真幸工区 (仮称) 真幸トンネル工事 (1工区) の請負契約の変更について

### 1 事業概要

- (1) 路線名 国道447号
- (2) 事業名 地域連携道路事業
- (3) 位置 えびの市大字内堅
- (4) 延長 L=3,200m
- (5) 幅員 W=6.0(7.5)m
- (6) 全体事業費 約160億円

### 2 工事概要 (仮称: 真幸トンネル (1工区))

- (1) 延長 L=850m
- (2) 幅員 W=6.0(8.5)m

### 3 工事請負契約の概要

- (1) 契約金額 4,728,931,240円  
変更金額 4,782,223,627円 (53,292,387円増)
- (2) 契約の相手方 清水・大和開発・五幸 特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 令和4年3月7日から令和6年3月25日まで

### 4 変更理由

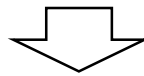
令和4年3月から適用された「公共工事設計労務単価等」にかかる特例措置による請負金額の変更



## 特例措置による変更

### 1 国からの通知

国土交通省より「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(R4.2.18)



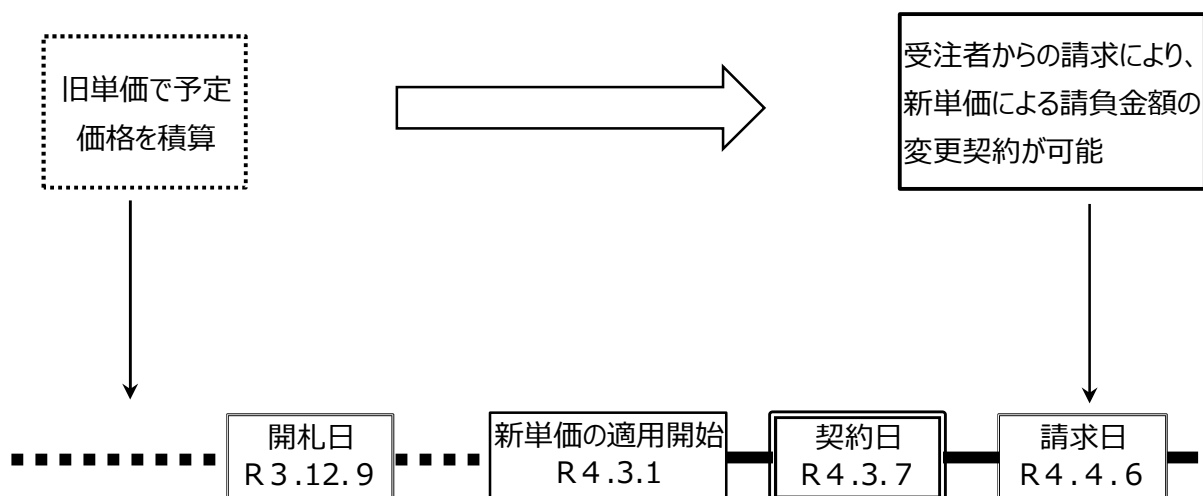
### 2 宮崎県の取り扱い

技術企画課より「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係る特例措置について」(R4.3.1)

**【適用条件】**

令和4年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、予定価格の積算に当たって、令和4年3月1日より前の公共工事設計労務単価等を適用したもの

**【参考】**



## 訴えの提起について

### 港 湾 課

#### 1 概要

串間市の福島港岸壁を船舶の衝突により損傷させた船主らを相手に、原状回復工事に係る費用全額の損害賠償を求める訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求める。

#### 2 事故について

平成31年4月2日、外国籍の運搬船(SINO5)が原木積込み後、離岸距離が不十分なまま回転し、福島港岸壁に船首を衝突させた。けい留施設である岸壁の使用許可を受けた日本通運株式会社及び船主の香港法人「HONGKONG SINO 5 SHIPPING LIMITED」(以下「使用者」という。)に対し原状回復を求めてきたが、現在まで補修工事が行われていない。

#### 3 経緯

平成31年4月2日 福島港岸壁損傷事故発生

平成31年～令和3年

使用者側による損傷箇所の調査、復旧工事業者の調整が行われたが、工事の着手には至らなかった。

県は補修工事の実行について再三使用者側に催促を続けたが、進展はなかった。

令和4年 3月23日 催告書を発出し、民法上の時効完成猶予

〃 3月31日 原状回復命令書発出

〃 4月25日 行政代執行法に基づく戒告書の発出

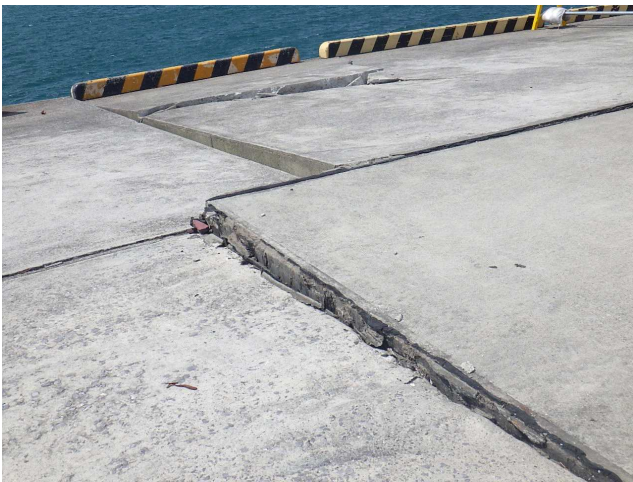
#### 4 訴訟に至る理由

- (1) 使用者側が原状回復命令に応じないため、県が行政代執行で原状回復工事を行う予定としているが、使用者側は費用負担の上限を示し、復旧に係る費用全額を支払うことについて同意をしていない。
- (2) 民法上の時効完成となる9月までに、県が使用者側に対して訴訟を提起しないと、不法行為に基づく損害賠償請求権が消滅するため。

【位置図】



【写真】



## II 報告事項

### 令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
用地対策課	公共用地取得事業 (五ヶ瀬高千穂道路分)	1	122,338,046	用地交渉等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	計	1	122,338,046	—	—
道路建設課	道路橋梁調査事業	15	113,905,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年10月31日
	公共道路新設改良事業	101	8,203,475,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	県単特殊改良事業	35	778,395,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	計	151	9,095,775,000	—	—
道路保全課	県単道路維持調査事業	10	38,200,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年7月31日
	人にやさしい沿道環境整備事業	9	54,778,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年9月30日
	公共道路維持事業	241	7,540,877,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	県単道路維持事業	33	921,221,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年9月30日
	県単舗装補修事業	12	121,814,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年6月30日
	沿道修景美化推進対策事業	3	8,108,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年6月30日
	道路災害関連事業	2	11,500,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年8月31日
	県単橋梁維持事業	8	319,236,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年7月31日
計	318	9,015,734,000	—	—	
河川課	ダム施設整備事業	14	1,550,804,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	公共河川事業	125	4,999,307,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	県単河川改良事業	46	896,122,000	工法の検討等に日時を要したによるもの。	令和4年12月25日
	県単河川修繕事業	21	86,535,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年12月25日
	県単河川調査事業	2	21,162,000	工法の検討に日時を要したによるもの。	令和4年7月20日
	県単自然災害防止河川改良事業	11	56,310,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年9月30日
	公共海岸事業	2	18,006,000	工法の検討に日時を要したによるもの。	令和4年5月10日
	ダム施設管理事業	11	519,581,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年1月31日
	公共土木災害復旧事業	48	1,265,348,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	県単災害復旧事業	11	7,511,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年9月30日
計	291	9,420,686,000	—	—	



( 一般会計 )

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
砂防課	公共砂防事業	85	2,367,180,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	公共急傾斜地崩壊対策事業	71	1,710,986,000	用地交渉等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	県単砂防調査事業	12	34,612,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年10月31日
	県単公共砂防事業	25	111,801,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年12月25日
	県単公共急傾斜地崩壊対策事業	22	160,792,000	用地交渉等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	計	215	4,385,371,000	—	—
港湾課	公共海岸保全港湾事業	3	569,998,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	港湾維持管理事業	7	120,636,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年12月25日
	港湾調査事業	5	67,832,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年12月25日
	公共港湾建設事業	17	1,415,030,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	計	32	2,173,496,000	—	—
都市計画課	県単街路事業	5	7,684,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	公共街路事業	9	708,105,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	公共都市公園事業	2	286,335,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	県単都市公園整備事業	2	137,805,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和5年3月25日
	計	18	1,139,929,000	—	—
建築住宅課	がけ地近接等危険住宅移転助成事業	1	243,000	事業主体において事業が繰越しとなったことによるもの。	令和4年5月31日
	木造建築物等地震対策加速化支援事業	2	450,000	事業主体において事業が繰越しとなったことによるもの。	令和4年12月25日
	建物管理事業	26	235,082,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年12月25日
	公共県営住宅建設事業	2	65,172,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年9月30日
	計	31	300,947,000	—	—
一般会計合計 ( 39 事業 )		1,057	35,654,276,046	—	—

( 公共用地取得事業特別会計 )

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
用地対策課	公共用地取得事業 (五ヶ瀬高千穂道路分)	1	122,338,046	用地交渉等に日時を要したことによるもの。	令和5年3月25日
	計	1	122,338,046	—	—
	合計 (1事業)	1	122,338,046	—	—

( 港湾整備事業特別会計 )

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
港湾課	細島港管理運営事業	1	27,000,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和4年8月30日
	宮崎港管理運営事業	1	35,000,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和4年9月30日
	計	2	62,000,000	—	—
合計 (2事業)		2	62,000,000	—	—

( 部合計 )

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
県土整備部合計 (42事業)		1,060	35,838,614,092	—	—

## 令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

( 一般会計 )

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
道路建設課	公共道路新設改良事業	1	127,552,061	工事箇所の湧水の発生により、工法の検討等に日時を要したことによるもの。	令和4年8月31日
	計	1	127,552,061	—	—
道路保全課	公共道路維持事業	2	163,294,973	資材の需要急増に伴い、調達に日時を要したこと等によるもの。	令和5年3月25日
	計	2	163,294,973	—	—
河川課	ダム施設整備事業	6	998,045,180	新型コロナウイルス感染症の影響により、必要な資材の調達及び工事着手に時間を要したことによるもの。	令和5年3月25日
	公共河川事業	3	229,174,649	新型コロナウイルス感染症の影響により、必要な資材の調達及び工事着手に時間を要したことによるもの。	令和5年3月25日
	公共土木災害復旧事業	4	363,630,762	異常出水により、工事用道路が流出し、工事再開に日時を要したこと等によるもの。	令和5年3月25日
	計	13	1,590,850,591	—	—
砂防課	公共砂防事業	11	358,222,969	災害の発生により、工法の検討等に日時を要したことによるもの。	令和4年8月31日
	公共急傾斜地崩壊対策事業	12	336,956,818	入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足したことによるもの。	令和4年9月30日
	計	23	695,179,787	—	—
港湾課	港湾災害復旧事業	1	180,426,585	高波による作業中止期間が想定よりも続いたことによるもの。	令和4年7月31日
	計	1	180,426,585	—	—
都市計画課	公共街路事業	1	84,221,886	入札不調により契約締結に日時を要し、工期が不足したことによるもの。	令和4年9月30日
	公共都市公園事業	1	26,856,000	新型コロナウイルス感染症の影響により、必要な資材の調達及び工事着手に時間を要したことによるもの。	令和4年4月30日
	計	2	111,077,886	—	—
合計 (10事業)		42	2,868,381,883	—	—

### Ⅲ その他報告事項

## 都市計画区域マスタープランの一部改定について

都市計画課

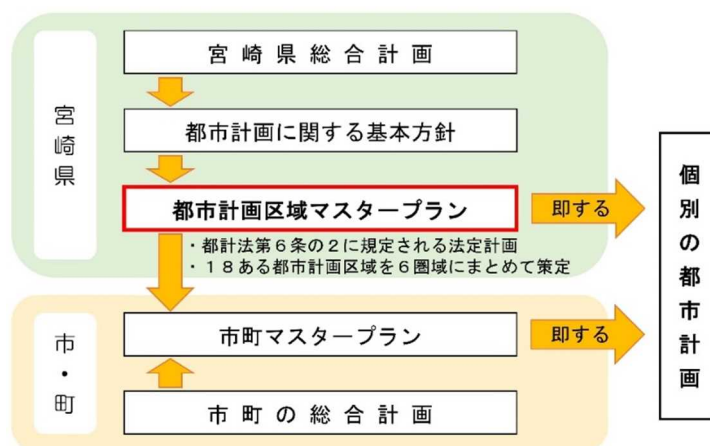
### 1 概要

都市計画区域マスタープラン（以下「プラン」という。）は、都市の発展の動向、都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、今後10年間の都市計画の基本的な方針を定めたものである。

本県では、県内に18ある都市計画区域を、通勤通学や医療、買物等の日常生活圏でつながりや関連性が強い6圏域に集約してプランを策定することで、都市計画の広域的な調整を図ることとしている。

#### 【主な内容】

- (1) 都市計画の目標
- (2) 区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針
- (3) 主要な都市計画の決定方針



### 2 改定内容

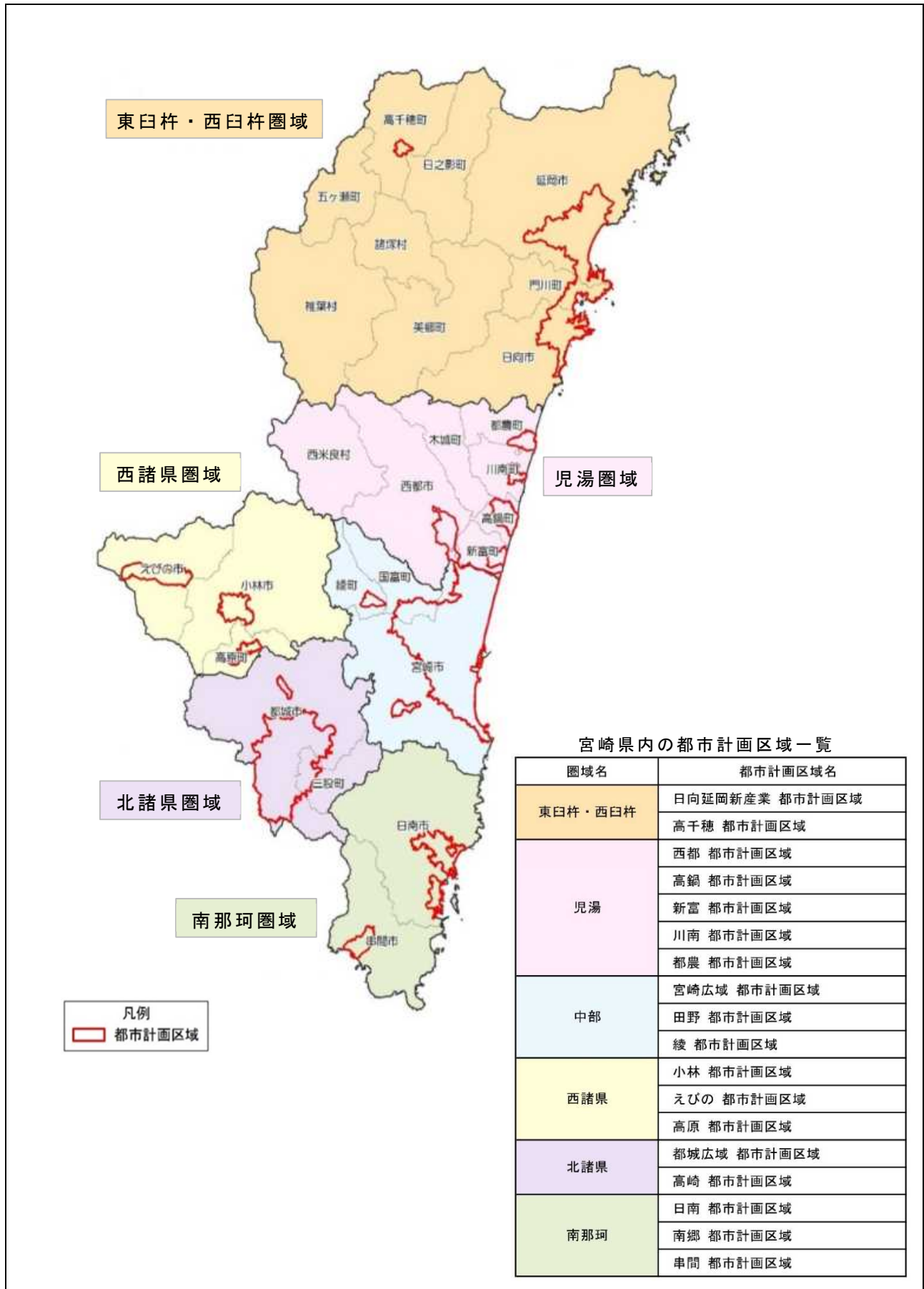
コンパクトな都市の形成を図るという「都市計画に関する基本方針」（平成29年3月策定）の考え方を維持しつつ、都市計画関係法令の改正等に伴う新たな都市施策等の追加や、おおむね5年ごとに行う都市計画に関する基礎調査（都市計画法第6条）の結果に基づき、圏域ごとに一部改定を行った。

- (1) 新たな都市施策・方針等の追加  
グリーンインフラ、ウォークアブル、ワーケーション、流域治水、復興事前準備
- (2) 人口、産業に関する将来推計等の時点修正

### 3 経緯

令和3年	9月	県議会へ報告（改定状況の経過報告）
	10月	パブリックコメント実施
	12月	都市計画審議会（原案に対する意見聴取）
令和4年	1月	国との協議、法定手続（原案の公告・縦覧等）
	3月	都市計画審議会諮問
	4月	国土交通大臣同意
	6月	「プラン」の決定、公表

都市計画区域マスタープラン圏域図



# 宮崎県耐震改修促進計画の一部改定について

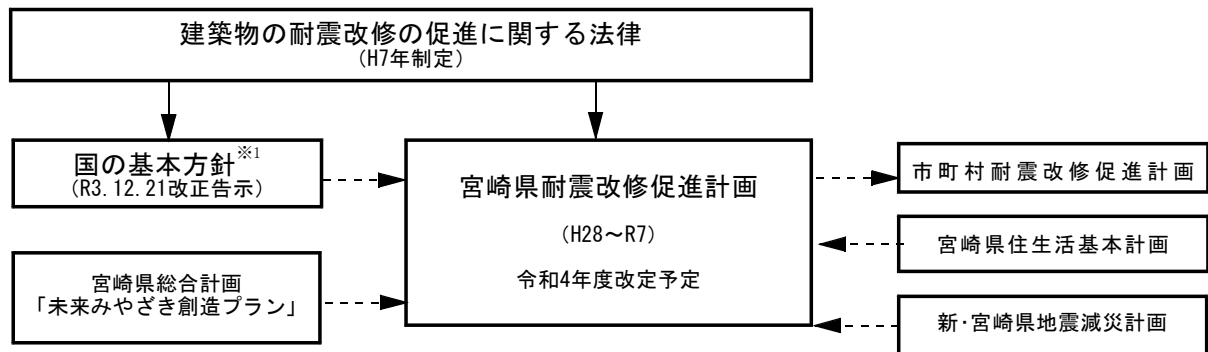
建築住宅課

## 1 目的及び一部改定の理由

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条に基づき、県が耐震化を進めるための実施計画として定めているものである。

平成19年3月に第1期計画を策定して以降、国に準じて5年ごとに見直しを行い、これまでに東日本大震災などを背景とした法改正や、南海トラフ地震の切迫性を受けたさらなる耐震化促進の必要性を踏まえ、改定を行っている。

今回、中間見直しを行い、令和3年12月に改正された国の基本方針<sup>※1</sup>を受けて、耐震化率の目標値など現行計画（計画期間：平成28～令和7年度）の一部を改定するものである。



## 2 改定案の概要

別紙「宮崎県耐震改修促進計画改定案の概要」のとおり

## 3 経緯

- 令和2年11月 県議会へ報告（一部改定の着手）
- 令和3年12月 国の基本方針改正
- 令和4年 3月 県議会へ報告（改定素案）  
パブリックコメントの実施
- 令和4年 5月 計画改定

※1：建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（H18.1.25告示第184号）

## 宮崎県耐震改修促進計画改定案の概要

### 第1章 住宅・建築物の耐震化の実施に関する目標設定

主な改定内容

想定される地震の規模・被害  
耐震化の現状と目標設定

➡

- 耐震化率の現状値の更新 (下表参照)
- 目標の見直し

建築物の分類	耐震化率の現状			目標		国目標
	(H17年度末)	(H26年度末)	(R2年度末)	旧目標	(R7年度末)	
(1) 住宅 ー木造住宅の耐震化の加速ー	72%	77%	84%	90%	90%	R12までに概ね解消
(2) 災害時の拠点となる建築物 <sup>※2</sup> 耐震診断義務付け建築物	H29.12指定(8棟)		63%	ー	100%	R7までに概ね解消
	今回追加(10棟)		ー			
(3) 多数の者が利用する 特定建築物 <sup>※3</sup>	76%	94%	95%	95%	ー	注100%
公共建築物	78%	97%	99%	ー	100%	
うち県有施設	87%	99.8%	100%	100%	ー	
民間建築物	71%	91%	92%	ー	ー	
(4) その他耐震化が必要な県有施設	83%	98%	99%	100%	100%	

注：多数の者が利用する特定建築物は令和4年度末までの目標

### 第2章 耐震診断・改修の促進を図るための施策

主な改定内容

所有者・県・市町村の役割、  
支援策、技術者育成、  
被災建築物応急危険度判定士の養成

➡

- 市町村住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定、取組の進捗把握・検証・公表・見直し
- 安価な改修工事工法の普及、事業者の確保
- 危険なブロック塀の除却・建替促進

### 第3章 地震に対する安全性向上に関する啓発等

主な改定内容

出前講座・講習会の開催、  
広報

➡

- ダイレクトメールや戸別訪問等の促進
- アドバイザー派遣の充実

### 第4章 所有者に対する耐震診断・改修の指導等のあり方

建築物の区分と指導の方法

### 第5章 その他耐震診断・改修の促進に関し必要な事項

市町村計画の策定と見直し、関係団体との連携

※国基本方針と整合  
するよう文言を修正

※2： 庁舎など大規模な地震が発生した場合にその利用を図ることが公益上必要な建築物

※3： 学校、病院、百貨店など多数の者が利用する一定規模以上の建築物

## 次期指定管理者の選定について

建築住宅課

### 1 現在の管理運営状況について

#### (1) 施設の概要

- 施設名 県営住宅（宮崎、日南、串間、都城、小林、高岡、西都、高鍋土木事務所管内81団地6, 642戸）
- 設置目的 住宅に困窮する低額所得者の居住の安定
- 指定管理者 一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会
- 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）

#### (2) 施設利用状況

指 標	R元年度	R2年度	R3年度
入居募集戸数(定期) (単位：戸)	259	230	240
応募者数(定期) (単位：人)	440	461	499
入居戸数(定期) (単位：戸)	127	83	109
入居戸数(随時) (単位：戸)	115	131	126
入居戸数(合計) (単位：戸)	242	214	235

※ 定期募集：空き住戸について年4回実施

随時募集：定期募集で入居に至らなかった住戸について実施

#### (3) 施設収支状況

(単位：千円)

内 容	R元年度	R2年度	R3年度
収 入(a)	188,618	188,944	188,502
指定管理料	188,426	188,426	188,426
その他	192	518	76
支 出(b)	169,874	175,648	173,875
グループ管理費	77,145	78,344	77,657
人件費	42,568	42,931	41,651
印刷、広告費等	8,323	8,600	8,367
駐車場管理費	11,724	11,724	11,405
その他	30,114	34,049	34,795
収支差額(a-b)	18,744	13,296	14,627

※ 対象地域：第1期（H18～H20年度）宮崎土木事務所管内

第2期（H21～H23年度）宮崎・高岡土木事務所管内

第3期（H24～H26年度）宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都  
・高鍋土木事務所管内

第4期（H27～H29年度）第3期に同じ

第5期（H30～R4年度）第3期に同じ



(4) 利便性やサービス向上、利用者増の取組は以下のとおり

- 窓口の箇所数の増加
- 窓口の開業日の増加及び受付時間の拡充
- 募集住戸の内覧の実施、住戸内写真のホームページ掲載、壁新聞発行

(5) 評価

- 窓口の箇所数の増加等により、入居者や入居を希望する県民にとって、手続等の利便性が向上した。
- 入居者からの要請に24時間体制で対応することで、水もれ等の緊急修繕に早急な対応が可能となった。
- 県営住宅使用料の徴収率の向上により、県の収入増に貢献している。
- 県営住宅の管理業務は、制度が複雑であり知識と経験を要することや、低額所得者であり様々な事情がある入居者へのきめ細かな対応など、入居者との信頼関係の醸成に時間を要するものがあるため、今後も人材育成と資質向上に努めることが望まれる。

## 2 次期の募集方針について

(1) 業務の範囲

- 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務
- 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- 県営住宅等の維持及び保全に関する業務
- その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務

(2) 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

(3) 基準価格

年額 200,666千円（指定期間総額 1,003,330千円）

※（今期基準価格を消費税10%で再計算した場合）今期比で年額6,855千円増  
主な増額理由：労務単価の上昇

(4) 利用料金

家賃及び駐車場の使用料は、指定管理者が徴収し、全額県の収入となる。

(5) 募集概要

- 期 間 令和4年7月4日（月）～9月5日（月）（約2か月）
- 説明会 令和4年7月22日（金）
- 広 報 県公報、県ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ、経済団体の会報等

(6) 資格要件

- ① 下表の土木事務所管内のいずれかに本店等の事業所を有し、各土木事務所管内のそれぞれに必ず1つ以上の支店等の事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）又はこれを設置しようとする団体であること。

なお、本店等の事務所が支店等の事務所を兼ねることは差し支えない。

宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、 小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所
---

- ② 指定管理者として次の業務を適正に実施できる体制が確保できること。
- ・ 本店等の事務所が行う窓口業務及び財務事務の総括や支店等の指導等の業務
  - ・ 支店等の事務所が行う県営住宅の管理等の業務
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過した者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑦ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑨ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑩ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「賃貸住宅管理業法」という。）に基づき、賃貸住宅管理業者として国土交通大臣の登録を受けているとともに、賃貸住宅管理業法で定める業務管理者を置くことが可能であること。

(7) 選定

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県(施設所管課)	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県(施設所管部局及び指定管理者制度所管部局)	選定委員会の審査結果を、建築住宅課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者(案)が異なっていないか確認

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	三 宮 基 裕	九州保健福祉大学社会福祉学部教授
委員	永 野 正 規	公認会計士
	毛 利 博 樹	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会地域福祉部長
	野 口 寿 尚	宮崎市建設部建築住宅課長
	米 良 恵 子	江南団地入居者

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	県土整備部長
副議長	県土整備部次長(総括)
委員	県土整備部次長(都市計画・建築担当) 管理課長 建築住宅課長 人事課行政改革推進室長

(8) 選定基準

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、県営住宅等の効用を最大限に発揮することができるものであること。
- ③ 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 地域への貢献等が図られているものであること。

(9) 審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
① 住民の平等な利用の確保	県営住宅の管理運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
② 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	県営住宅に関する利用者サービスの向上に関する提案	30
	県営住宅の設置目的の理解と課題の認識及び指定管理者の業務に対する意欲	
	県営住宅の入居率の向上に関する提案	
	県営住宅の維持管理の適格性	
	利用者満足度の把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 自主事業の継続性及び県営住宅の設置目的との適合性	
③ 経費の縮減等	指定期間内の指定管理料の基準価格（年額・総額）に対する提案額	20
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
	維持保全業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
④ 事業計画を着実に実施するための管理運営能力	県営住宅の管理に必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制、能力育成）	30
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）	
	過去の類似業務の実績、評価	
	個人情報保護及び情報公開への対応	
	安全管理、危機管理への対応やリスク管理の具体的な対応策 使用料の収納率及び収入申告書の回収率の向上	
⑤ 地域への貢献等	地域経済への配慮、障がい者の就労支援への対応	10
	環境保全への対応	
	入居者と地域及び福祉サービスとの連携への対応	
	団地自治会の活性化の支援及び団地自治会との連携	
合計		100

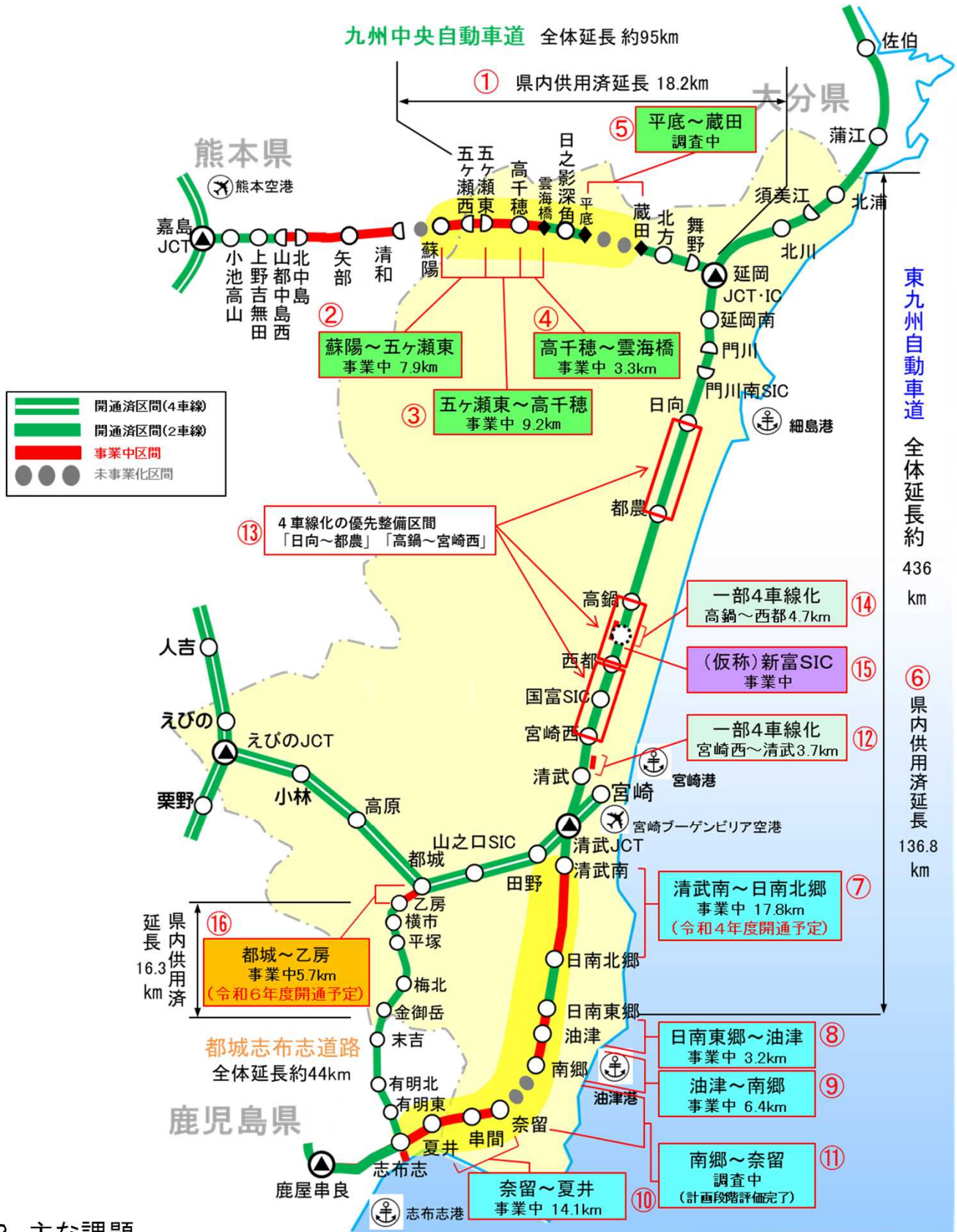
### 3 スケジュールについて

6月1日	第1回 指定管理候補者選定委員会 (前期の実績検証、次期の募集方針等の検討)
7月4日～9月5日(予定)	募集期間
9月中旬	指定管理候補者選定 書類審査
9月下旬	第2回 指定管理候補者選定委員会による審査
10月上旬	指定管理候補者選定会議による確認
10月中旬	指定管理候補者の選定
11月定例県議会 議決後	指定管理者指定議案等の提出 指定管理者の指定
令和5年1～3月	基本協定の締結・業務の引継
令和5年4月1日	新指定管理者による業務開始

# 高速道路等の整備状況と主な課題について

高速道対策局  
道路建設課

## 1 整備状況の概要



## 2 主な課題

[令和4年5月末現在]

- (1) 未事業化区間の早期事業化
- (2) 事業中区間の早期完成
- (3) 有料区間における暫定2車線区間の早期4車線化